

予算特別委員会会議録 (6)			
日 時	平成 9 年 1 2 月 1 8 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 3 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新野委員長、渡部(智)副委員長、中村・大橋・松本・大畠・秋山・佐野・渡部(博)・武井・琴坂・高階各委員		
説 明 員	市長、本保監査委員、平野・小原両助役、収入役、教育長、水道局長、総務・企画・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、国体準備・樽病・監査委員各事務局長、保健所長、消防長、保健所・土木部各参事ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に大島、渡部(輝)両委員を指名。付託案件を一括議題とし、理事者より発言の申し出があるのでこれを許可する。

「廃棄物処理施設建設(その1)工事の請負業者等への注意について」

市長

今回の定例会において、標記工事の施工にあたり、元請業者の下請負業者に対する管理義務・建退共の加入決定等について指摘がなされているところである。このことについて12月17日に本工事の請負業者でJVの代表者清水建設(株)北海道支店並びに各構成員さらには下請負業者である山吹商工(株)(株)水谷内建設工業に対して、今後、本工事の施工にあたっては関係法令等を遵守するよう文書にて厳重に注意をしたところである。私としては今後このようなことがないように十分配慮していきたいと考えている。

委員長

この際、廃棄物処理施設建設工事(その1)の請負業者である清水・三井・近藤・宮本・今岡・萬共同企業体の代表者である清水建設(株)北海道支店長より発言の要請があるので、暫時休憩とする。

休 憩 午後1時03分

再 開 午後1時08分

琴坂委員

廃棄物処分場の問題について確認する。只今清水建設から議会に対してお詫びいたしたいという発言があった。これは受注したJVを代表しての立場であったが、実際問題として地元企業では何が行われ、どのような事態になっているのか分かっておらず、嚴重文書だけが来たという関係になっている。JVの場合は代表会社を選ぶにあたっての契約があり、また委任事項もあると思うが、運営委員会は開催されていたのか。

地元業者の事を知り尽くしている共同企業体の地元メンバーがきちんと機能していれば今回のような事故もある程度防げたのではないかと。大手ゼネコンである清水建設1社で事を進めてきたということに一つの原因があるのかと思う。この嚴重注意の内容を全ての企業に徹底するという意味で、事後策についてどのように考えているか。

財政部長

この工事は3カ年にわたって行う工事なので、今指摘があった点について事実を確認しそのようなことがあれば、運営委員会が十分機能するように指導していきたい。

委員長

この際、理事者から発言の申し出があるのでこれを許可する。

「フィッシュミールの土地問題について」

港政課長

去る15日開催の予算特別委員会において、大島委員より指摘のあったフィッシュミール協業組合の土地に関する事実経過について報告する。当該地は昭和52年1月14日に同協業組合との間で、高島1丁目72番1の1、面積が5,863.35㎡を9,381万3,600円で売却する売買契約を締結している。その後、昭和52年9月30日に売却地を測量した結果、面積が6,118.76㎡ということが判明した。このため、市と同協業組合が協議した結果、事実上の契約変更にあたるが売却面積は従前どおりとし、売却面積を上回る255.41㎡については市が港湾施設用地として管理し、同協業組合に使用許可することとし、施設使用等に支障が生じないような処置をとったものと思われる。そのため、昭和52年11月11日に当該地を高島1丁目72番17、面積5,863.35㎡と高島1丁目72番18、面積255.41㎡の2筆に分筆している。

同協業組合に対する用地の使用許可については、組合が操業停止をする平成元年度末まで毎年更新をしており、

当該使用料が納入されていることを現在保存されている昭和 5 7 年度以降の関係書類により確認している。なお、それ以前については関係書類の保存期限が切れているので確認できないが、同様に納入されていたと考えている。

また、高島 1 丁目 7 2 番 1 8 の土地にポンプ室及びタンク等が設置されていることを経済部が確認している。

委員長

これより総括質疑に入る。

松本委員

ポータルラジオ局について、今年の 1 0 月 1 日より運用開始以来 2 カ月が経つが、当初の見込みと現在の状況について示せ。

港政課長

開局にあたり海上保安部に対して、対象となる同趣旨の連絡がどの程度入っているか確認したことがある。1 カ月に 8 0 件程度の通信が海保に入っているということであった。

漁業無線局から通信記録が報告されているが、それによると 1 0 月では 4 7 5 件、また、1 1 月では 5 4 6 件の通信が交わされている。交信の主な中身はバースの指定、船舶の入港通知であり、バース指定については 4 7 5 件の内 1 0 8 件、また 5 4 6 件の内 1 2 3 件という状況である。

松本委員

2 カ月間の運用の中で、開局によって具体的にどのような点で役立っているか。

港政課長

当初、本来の目的は船舶の安全・港湾の荷役作業の利便性を高めるということであったが、報告を受ける中で特異なものとして、港外のパナマ船がコース取りを間違え、港外に敷設されていた網にぶつかる危険性があったが、新日本海フェリーのライラック号から連絡が入り、緊急にパナマ船に連絡をして事前に回避した例がある。また、アンカーの引き上げ機が故障したため、復旧するまで港内に漂流していたいという連絡が入ったこともある。さらに乗組員に急病患者が出たため、救急車の手配を依頼する連絡が入り、迅速に対応した例など、ポータルラジオ局本来の目的プラス緊急時の対応も出ていると考えている。

松本委員

本市におけるポータルラジオ局の位置付けについてどのように考えているか。

港政課長

小樽港は道央圏における流通拠点港ということで、最近では外国船がかなり入港している中、同局が運用されることによって船舶の安全確保・港湾施設の効率的な利用が図られるものと考えている。また、入港船舶を的確に把握することによって、関係機関への届け出業務・荷役作業の手配等が円滑に進み、ポートサービスの向上が図られる。利用しやすい港ということでポートセールスにも大きな役割を果たしており、同局の開局は意義のあるものと考えている。

琴坂委員

公設青果卸売市場について、本会議で示された改善策を実行してもらえれば、一定程度の正常化は実現されると思う。これが実行されるには具体化された指導が必要である。

先取りについて、全面禁止が市場関係者の話し合いによって 1 0 % まで認めてほしいということになったが、これはセリ前の立ち会いの下に実行することができるのか。方針を出したからにはそれを実行させないと、きちんと守っている業者が損をするということになる。この点についてはどのように徹底していくのか。

予約相対品については、前日の 2 時までには締め切るということであるが、現実には仮に注文があってもその日

の卸会社の荷引きによって伝票が変わるため、後から予約相対価格が記入されている。セリの動向を見て値段を決めるのではなく、予約した価格で適切に売買されているかどうかをチェックするためには、前日に伝票を出させるということがどうしても必要になる。これについての徹底は可能か。

以上の2点について改善されれば、市場の仕組みとしては正常化していると思っている。ただ、現在の職員体制で果たしてそれが可能なかどうか。先取りについては管理室が目配りできない状況にある。その点も踏まえて、卸会社にその自覚がなければなかなか出来ないという問題もあるので、この点について確認する。

青果物市場場長

先取りについて、取扱要綱では現行1割ということやっており、これに沿った方向で考えている。なお、時間については関係者で構成している市場運営協議会において、セリ開始1時間前と確認されているので、前日に先取りすることは絶対に禁止という方向で強く指導していきたい。

予約相対取り引きについて、引渡日の前日2時までという方向で進んでいるが、契約が成立次第、きちんと数量・価格等を明記の上申請させるよう指導していきたい。

平野助役

青果物市場の運営について、方針を出しても実行が伴わなければ実際の適正な管理はできない。過日、取締役会があった折にもその辺について十分話をした。経済部においても個々のケースについて具体的な改善方法を出している。できないのであればできないなりの理由を解明して、事にあたるべきと考えており、実際できるのかどうか十分チェックしていきたい。また、管理体制について、必ずしも全て管理室が目光らせていけばよいのかどうか。もっと会社自身がそのような自覚を持ってやるべきと思っているので、その辺も含めて会社とも協議をしていきたい。

高階委員

財政構造改革法案が可決され今後赤字国債を減らしていくということである。一方政府は現在の景気に対するテコ入れをするため、金融システム安定化の手立てを初め、緊急経済対策を発表した。これらの対策についてどのように考えているか。

市長

財政構造改革について、2003年までの6年間で7兆5,000億円の赤字国債を減らしていくということである。今の国の置かれている財政状況からいってやむを得ないことと思っており、早急に改善策をとっていくことが必要である。また、緊急経済対策はバブル後の景気の状態に対応して11月18日に打ち出されたものだが、土地の問題、規制緩和の問題等、どちらかという即効性に乏しいという面があるのではないかと。

金融システムについては10兆円の国債を預金保険機構に渡すということである。中身については次の通常国会の中で法的な整備が必要と思うが、今の日本が置かれている金融状況から見て、なんとしても金融システムの安定化を図っていくことが必要と考えている。これからそういった意味での制度を動かしていくことの効果は期待できるのではないかと考えている。

特別減税については、法人税・所得税を含めて2兆円の減税ということであり、今置かれている厳しい経済情勢の中では有効に機能してほしいと思っている。ただ、問題は減税と財政構造改革とは矛盾する面があるが、敢えて経済に活気を与えるために2兆円減税を実施したと考えており、その効果を期待したい。

高階委員

今議会で景気浮揚対策ということでゼロ国債・市債の議案が提案されている。これは今回に限らずこれまでも何回か提案されてきたが、実際に目に見えた効果はあったのか。

財政課長

景気浮揚対策は非常に難しいことだと考えている。ゼロ国債・ゼロ市債の活用のみをもって決して市内の景気浮揚が図られるとは考えていない。ただ、工事のできる範囲内での前倒しを図るという意味でそれを活用している。やはり、景気浮揚ということになれば、減税なり国レベルでのさまざまな対策が総合的にかみ合っただけで、市内経済も恩恵を被るのではないかと考えている。

高階委員

今まで国が進めてきた景気対策は、大企業を救済すればその効果は中小企業まで拡大するという考え方が根底にあるのではないかと。仮にこのやり方が良いというのであれば、もっと具体的に目に見えた効果を上げてよいのではないかと。

財政部長

景気浮揚対策の効果について、国レベルの政策を総合的に勘案する中で、ある程度の効果があったと判断している。ただ、国の方針が大企業優先ということについては、これまでのゼロ国債・ゼロ市債についても大企業優先ではなく、工事発注にあたっては地元で出来るものについては地元で発注している。

平成5年からゼロ市債を取り入れており、また、今回も一定程度の経済効果はあるものと認識している。

高階委員

ゼロ国債については国から言われたので、それに従うと言うのが市長の答弁である。市長は今年の年頭にあたり、「小樽市が自立する基礎をつくる」という話をしていた。国との関係では自治体としての主体性を発揮すべきと思うがどうか。

市長

国では現在の厳しい経済情勢を打開するため、11月18日に緊急経済対策ということで、公共事業も含めた対応をするということになった。ゼロ国債は新たに行う事業ではなく、むしろ明年度やるべき事業を前倒しして行っていく趣旨であり、共産党がゼロ国・ゼロ市債に反対であるということが腑に落ちない。

ゼロ国はいろいろな対策を講じていく中での一環であり、これだけで景気がよくなるというものではない。ただ、北海道の一番の問題点は冬場のブランクをどうしていくかということであり、少なくとも地元業者に来年4月からスタートできる公共事業を早目に決めて準備をしていくことは、大変必要であると思うし、受注業者にとっても大変メリットがあることと考えている。なお、ゼロ国については予算査定の際に判断すべきではないかという意見もあるが、これについては継続事業であり、来年度行う事業の一部を前倒しして準備をしていくことについては、従来の判断の延長線上にあり、その必要性は地域のために理解いただいてもよいのではないかと。

自治体としてやっていかなければならない明年度の事業を前倒しをするということであり、自治体として主体性を失うものではないと考えている。

高階委員

我が党はゼロ国・ゼロ市債を一切駄目とは言っていない。景気浮揚のためには総合的な手立てが必要ということであるが、即効性があるという点では減税という姿勢を明確に打ち出すべきと思う。特別減税の中身について示せ。

税務長

従前は定率減税というやり方であったが、今回は定額減税という仕組みに変わっている。納税者本人にとっては所得税で1万8,000円、地方税で8,000円の減税ということで、合わせて2万6,000円になる。また、扶養の関係でいけば1人当たり1万3,000円であり、夫婦子供2人の標準家庭でいけば6万5,000円の減税になると考えている。

高階委員

特別減税による市財政への影響について、どのように考えているか。

税務長

今年の賦課時点の数字をベースにすると約5億円程度の減税額になるのではないかと考えている。

財政課長

市税収入の減収に伴う補填措置は、従前の例から言えば減税補填債で措置することになるのではないかと考えている。

高階委員

バブル崩壊後の現在の経済状況を立て直すには相当の年数がかかると思う。その中で即効性のある手立てとして減税が打ち出されているが、これに伴う補填措置について自治体として国に要望するルートはあるのか。

財政課長

減税に伴う影響については全国の自治体でも同じ悩みを抱えている訳であり、それについては全国市長会を通じ、地方財源の充実ということで既に要望をしている。また、必要に応じてそのような行動が起こされるものと考えている。

高階委員

景気循環によりいずれ景気も回復するという見方もあるが、将来の景気見通しについてどのように考えているか。

市長

現在の経済状況は構造的なものもあるので、単純な景気循環とはいかないと考えている。今回いろいろな対策の中で、一番必要な対策は金融システムの安定化であると思う。

2兆円の減税は本当に効果を上げるかどうか、今後の様子を見ていかないと分からないと思う。経済成長の著しかった東南アジアの各国も非常に金融市場が脆弱になっており、その中で海外の投資家によってつけ込まれる要素があったと思う。拓銀問題をはじめ、一連の金融不安を招いている訳であり、それをきちんと押さえていくことが国際信用の確保にもつながるし、国内の金融を含めた経済の安定につながっていくものと考えている。

現状、建設・不動産業等バブル崩壊後に影響のあった業種はいまだに痛手から脱出しきれていない。一方、製造業については、特に中規模以上の製造業は非常に安定した経営を続けているし、国際的に日本は世界最大の債権者であるから、韓国のようにドルが足りなくて危機になっているということではない。

金融機関の不良債権回収の努力をしながら、金融システムの安定化を図っていくことがこれからの方向ではないかと思っているし、必ずしも悲観していない。ただ、1～2年で急速に回復していくかは非常に厳しいものがあると思っている。

高階委員

金融システム安定化のために巨額のお金が注ぎ込まれることになるが、これも国民の税金である。拓銀が破綻した時も国の公的資金を投入するというやり方が繰り返されてきた。これまで金融機関は国民から24兆円もお金を吸い上げてため込んでいる。それだけの力を金融機関は持っているはずであり、その責任をはっきりとさせるべきではないか。

市長

先般来の様子を見ると、金融機関が不良債権を整理していないので、実体的に弱いということで格付けが下げられる。そうなればその銀行の株が売られ、銀行が危ないということで預金者は預金を引き上げる。その結果、コール市場で資金調達ができなくなって経営破綻するというのが一つのパターンである。その場合に預金者保護のために全力を挙げて公費を注ぎ込んでいく。金融機関の経営安定が図られれば預金者保護のためのお金を出さなくてもよい。どちらがよいかという問題がある。

もう一点は金融機関が低利で集めたお金を、低利で貸すにしても利ざやがある訳で、儲けているのではないかという議論についてはそのとおりと思う。金融機関の自己努力を厳しく指導しながら、同時に国際的な問題も絡めて10兆円の国債で応援するというのが今の金融システムの政策である。そのような体制をとることによってむしろ

税金を使わないで済むのかもしれない。税金を使ってほしくはないが、これはやむを得くかつ必要なことと思っている。

高階委員

金融機関の貸し渋りをよく耳にするが、一方市の窓口には商業者等からの相談がきていないということである。どこか市民の願っていることと市の対応がうまくかみ合っていないのではないか。現在の状況についてどのような認識を持っているか。

中小企業センター所長

貸し渋り対策について、政府は平成9年度の融資枠を12兆円とし、その内北海道の融資枠が3,000億円ということで、政府の金融機関である国民金融公庫・商工中金・中小公庫を窓口、保証協会の保証付け等をカットした形での対応を進めている。

また、保証協会の関係についてはこの度の金融変動さらには拓銀問題を受けて、保証枠の拡大等を行っている。

高階委員

各金融機関から保証協会に資金を出し合っているが、市からも支援をしているのか。

中小企業センター所長

保証協会には市も約2,000万円程を支援している。市の制度融資の中で焦げ付いた場合保証協会が弁済するが、これは年度末の残高に一定の比率をもって算出される数字であり、全道各市とも同じような算定に基づいている。

高階委員

年末を控え中小企業者にとっては切実な声も聞かれるので、市として関係機関には積極的に働き掛けをする考えはないか。

中小企業センター所長

市としても今月は30日まで土・日・祝日なしで窓口を開き、年末の要望に対応していきたい。また、国民金融公庫、保証協会、会議所も土・日・祝日なしで窓口を開いているので、連携を図りながら十分対応していきたい。

平野助役

貸し渋りの問題について、市としても緊急対策ということで組織を設置し対応している。ただ、金融機関を通じて情報を得ているが、実態としてそのようなケースが出てきていない。仮にそのような実態があれば、行政としてもいろいろと相談してみたい。また、街の人たちと接触した中では意外と年末資金の関係での話がないという感じを持っている。

高階委員

今年は固定資産の評価替えの年であり、一度評価替えが行われればその評価額が3年間据え置かれるが、バブル崩壊後の地価は下落しているのが実態である。このような状況に合わせて、3年間の途中でも市長の判断で見直しが可能と思うが、現状はどのように考えているか。

税務長

固定資産の評価については3年に一度評価替えを行い、評価初年度に定めた評価額は3年間変えることなく継続するのが原則である。ただ、昨今の土地価格の下落が依然と続いていくという背景があるので、9年度の評価替時において2年次や3年次目についても引き続き下落の状況を把握した中で、下落修正をしてもよいという考え方がある。全体の標準地が570地点あるが、市としては63地点の鑑定評価を行い、30%の地点で地価の下落が見られた。

10年度に向けて、下落地点に関わって評価額の見直しをしていく方針で現在作業を進めている。

高階委員

実情に即した適切な課税を願いたい。

J Rは築港再開発にどのような関わりを持っているか。

(築港)長川主管

現在、デベロッパーとしてO B Cが中心となって展開しているが、そのO B Cの株主としてJ R北海道が出資する形で参画している。

高階委員

築港地区内には一部J Rの土地があり地権者でもある。一方区画整理事業によって駅舎を建設し、それをJ Rに無償譲渡という関わりもあり、地元にとっても大きな影響があると思うがどうか。

築港室長

J R北海道と築港再開発との関係について、区画整理事業の地権者であるということ、また、O B Cへの出資者という立場でもあり、大きな役割は認識しているし、いろいろな話し合いの中でも、この開発に対しJ Rは意気込みを持っていると考えている。

高階委員

清算事業団が旧国鉄跡地を売却し、そこに大型店が進出するという例は小樽だけではなく、全国各地に見られる。

旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)に関する法律(通称J R法)の第10条では、地元業者に対する配慮がうたわれており、本市においても計画当初よりその辺の配慮がきちんとなされたのかどうか。この法律を基に地元商店がJ Rと掛け合うという運動が全国各地で見られるが、過去においてJ Rが一定の配慮を行った例はあるか。

築港室長

この法律を受けて、J Rがどのように動いているかは十分承知していない。

高階委員

このことについて、J Rはどのような判断をしているか、機会があったら見解を聞いてもらいたい。

特別職の給与条例等の一部を改正する条例案が提案されているが、わが党の考え方は市民の平均的な賃金と比べまた議員活動が十分保障されるものなのかどうか。さらには市民の声・意見はどうか、社会経済状況・市の財政状況等々を総合的に判断して対処していきたいと考えている。

これまで報酬改定の際には、構成メンバーは別にして報酬等審議会が設置され審議が行われてきた。審議の中身についてはきちんと市民に知らせ、また、議事録を公開することは行ってもらいたい。仮にそこで決まったからといって、その結論を即そのまま受けるといふことにはならない。議会で慎重に検討を行い、これまでも公聴会を開催する中で慎重に審議を行ってきた。今回はそれを設置する時間的な余裕がないということであるが、そうであれば参考人制度もある訳である。

審議会の中でも最近の差し迫った経済状況から、今回は改定を見合わせたらどうかという意見もあったと聞く。我が党は報酬については見送り、期末手当の引き上げについても反対という立場で考えている。行革の先頭に立つということで市長自ら3%をカットしておきながら、あまり時間の経たないうちに5%の引き上げということである。実際の数字を見れば、3%のカット分は5%の引き上げで十分埋め合わせされており、これで果たして市民に説得力があるのか。

市長

特別職の報酬改定について、審議会に諮問し答申を頂いたが、会長からも厳しい経済情勢の中での答申であり、この答申を尊重してほしいということで答申とおり提案をさせてもらった。勿論見合わせるべきであるという一部の意見もあったが、改定すべきであるという意見が多かったとも聞いている。

これについてはこれまで4年毎に報酬改定を行っている経過から、むしろもっと早く昨年あたりから諮問しておくべきであったと思うが、昨年は行政改革をまとめている時期であり、その中で3%の給料削減ということで自ら

も姿勢を示したところである。

今回の改定についてはいろいろと議論があったが、5年間据え置かれていること、他都市との均衡を欠いてきたこと、一般職との関係等々があって諮問と同じく決まった訳である。なお、3%のカットについては今回改定されても続けていきたい。

武井委員

市立小樽図書館の図書が盗難に遭い町中に捨てられていた問題について、図書は通常どのような管理がなされ、今後どのように対応していく考えか。

図書館長

現在、図書館の蔵書は23万冊に及び、その内一般の利用者が自由に閲覧できるのは約9万1,000冊である。残りについては地下の書庫等にあり、一般利用者の中には入れない。管理状況については図書一冊ごとに書名カードを作成し、それを備品台帳として管理している。貸し出し・返却により毎日850冊程度の図書の動きがあり、正確な図書一冊一冊の把握は非常に困難な状況にある。ただ、毎日返却された図書を棚に納める際に、その周辺を見て点検をしている。

今回の状況はごく一部の心ない人の行為と思っている。新館がオープンした時の精神は親しみやすく、利用しやすい憩いの場としての図書館をつくるということであり、それを守りつつ館内の巡回・監視を続け啓発していきたい。

武井委員

図書の点検には時間がかかると思うが、職員体制に問題はないのか。

図書館長

現在、図書館のスタッフは本館で15名であり、その内司書有資格者が6名おり、国の基準を確保しながら行っている。業務を進める中では職員が足りないという現状がなく、各都市の図書館の実態を調べても同じような人員体制である。

また、図書については毎年6月に一週間の特別整理期間を設け、その際に全図書の確認を行いながら、一部整理を行い閉架書庫に移動している。さらに毎月最終金曜日には図書の配列について整理を行っている状況である。

武井委員

今回盗難に遭った図書を見る限り、子供の出来心と思う。図書館より持ち出された原因についてはどのように考えているか。

図書館長

事実が発生したのは12月16日であり、原因については正確に捉えていない。

武井委員

再発防止についてはどのように考えているか。

教育長

この度のことは大変残念なことと思っている。今回の図書の中には漫画本もあるが、シドニー・シェルダンの本については子供が読むような本ではないと思っている。ただ、冊数を見ると、一度にそれらを持ち出し全て読んで捨てたとも考えられないし、あるいは漫画本がシリーズものということを考えると何回かこのような行為に及んだとも予想される。

今回の報道を通じ、このようなことをしてはいけないという反省をぜひしてもらいたい。市民が利用する図書館ということで、職員に指導するとともに従来にも増してそのように努めていきたい。また、図書の点検は毎月の整理あるいは特別整理期間を設けて管理をするとともに、さらにきちんとした形を工夫していきたい。

武井委員

市内にパークゴルフ場が不足しているとよく聞く。今後、東西・中央部地区に整備していく考えはないか。お年寄りや女性も楽しめるスポーツであり、積極的に整備をしていくべきと思うがどうか。

社会教育部長

パークゴルフは年齢に関係なく誰でも参加しやすいスポーツということで、年々愛好者が増加しており、自然の村の利用度も高くなっている。ただ、9ホール施設の整備するのに約5,000㎡の面積が必要であり、その位置付けは大変難しい面がある。できれば中央部に1カ所あるいは北部方面に1カ所という位置付けを考えながら検討していきたい。

武井委員

色内埠頭公園にも場所がある訳であり、ぜひ手掛けやすいところから整備してもらいたい。

ふれあい憲章の制定について検討経過を示せ。

高齢社会対策室長

今年の第3回定例会において、市長から前向きに検討していきたい旨の答弁があったが、それを受けて庁内の関係部局と協議していきたい。

武井委員

平成10年度中に制定されると考えてよいか。

高齢社会対策室長

そのような方向付けも含めて協議していきたい。

武井委員

ぜひ10年度中に制定されるよう努力願いたいがどうか。

市長

現在、内容を検討させており、10年度中に制定されるよう努力したい。

武井委員

稲穂沢地区にバス停を設置してほしいという陳情が採択されているが、その後の話し合いの進展状況について示せ。

旧アポロンの上にある長橋バイパスとの交差点に信号機を設置してほしいという陳情が出されているが、これまでの交渉経過について示せ。

塩谷バス路線の延長を求める陳情が採択されているが、これまでの交渉経過を説明せよ。

総合サービスセンター所長

バス停留所の設置とそれに伴うバスベイの設置が必要になるので、小樽開発建設部、バス会社、バス停予定場所の地先の住民にそれぞれ説明をして了解を得ている。市としても早期実施に向けて要望書を同建設部に提出しており、10年度に工事を実施すべく協議をしている。

中央バスと協議をした結果、JR塩谷駅における列車の乗降調査から、現時点では運行可能となる利用客が見込めないということで要望には応えられないということである。

交通安全対策課長

議会、地元町会、学校、PTA等が信号機を設置してほしいということで、小樽警察署を通じて公安委員会に要請している。警察署からの返事では何種類か設置できないか検討しているということである。また、同委員会でも交通調査を行っているが、併せて市としても朝は7時30分から8時30分、夕方は5時00分から6時00分にそれぞれ交通調査を、また、日中についてはシガ商店に独自調査を依頼して、それらのデータを同委員会に提出している。できるだけ設置してもらえるように要望を重ねていきたい。

渡部(智)委員

市は12月1日に金融対策等について考え方を示したが、これから年末を控え大事な取り組みになるかと思う。経済部として現在の厳しい状況の中で企業の動向調査を行っていると思うが、各社のボーナス状況について調査しているか。

平成9年度の予算執行状況を押さえていると思うが、予算未執行の中に景気浮揚に関わる事業は残されているのか。また、来年度の予算編成にあたっては景気回復・産業経済基盤への手立てという面で十分考慮願いたいだろうか。

ゼロ国・ゼロ市債の中ではとりわけ築港再開発関連の事業費が大きい。少しでも地元企業に多く発注できるように仕組み立てや設計等々について指導願いたいだろうか。

中小企業センター所長

今年は12月30日まで特別相談窓口を設置し、商・工業診断士を交えながら、土・日・祝日も相談に乗っていききたい。特に金融機関からの借入れの中で、拓銀に関わるものが20%を超える企業については、特別措置として保証協会の保証枠の拡大と保証料の軽減を行っている。これを受けるためには市長の証明を要するので、窓口対応の中でフルに対応していきたい。

また、企業のボーナス状況については実態を捉えていない。ただ、今日市商連の理事長との意見交換の中で、現在市商連が中心となってやっている「オール小樽」の売上げが心配していたよりも健闘しているという状況とのことであった。

財政部長

ゼロ国・市債について、議決後速やかに設計等を行い、できるだけ早い段階で契約にもっていききたい。また、12月1日に金融対策の取り組みが示されたが、当面する対応ということで、一つにはできるだけ早い形で支払いをすることによって市内にお金が回っていくと考えている。

新年度予算における産業経済に係る予算配慮について、経済部の関わりの中で制度融資の外に9年度は商店街のファサード整備支援事業、夜のにぎわいづくり支援事業等新しいメニューを加えている。これらの事業の効果がどうであったかも検証しながら、次の対策についてどういったものがあるのか経済部と連携を図り、編成作業に取り組んでいきたい。

(築港)高橋主幹

ゼロ国で予定されている件について、技術的な検討を踏まえながら、できるだけ早期発注と可能な限り受注機会の拡大ということも踏まえ、庁内での調整をしていきたい。

佐野委員

生涯学習プラザの利用状況について示せ。

社会教育課長

ふれあいホールが1カ所、学習室が6室、和室が1室、計8カ所を市民に貸している。利用形態は一日を午前・午後・夜間の時間帯に区分し利用いただいている。なお、4月から11月までの利用状況は午前・午後・夜間の時間帯をそれぞれ1回と計算した場合、2,690回、45,629人の利用がある。昨年同時期と比較した場合、回数で42%、利用者数で39%とそれぞれ大幅にアップしている状況である。

佐野委員

同施設を利用する場合、3カ月前から申し込みを受け付けているが、利用団体の中には1カ月に2~3回利用する団体も多く、申し込みの度に何回も足を運ばなければならない、市民は非常に不便を感じている。これに対する改

善についてどのように考えているか。

社会教育課長

11月の初めに利用者懇談会を開催し、どのような形で改善できるか検討をしている。現在、1カ月分の申し込みを全部受け付けすることができるかどうかを検討しており、できるだけ利用者の趣旨に沿うように行っていきたいと考えている。

佐野委員

利用者の利便を考え、申し込む場合は3カ月前に1カ月単位で受け付けできる方向で検討願いたい。旧手宮線について、新聞報道によると交通系の可能性を追及したいということであるが真意はどうか。

市長

沿道系と交通系のどちらを詰めるかといえ、交通系をもう少し詰めた上でその可能性を見い出していくことがどうかという気持ちである。

佐野委員

具体的な交通系の手段としては路面電車やロープウェイ等が考えられるが、ロープウェイとなればどのようなイメージになるのか。

都市計画課長

手宮線の検討にあたり、いろいろなシステムについて検討をしている。その中から3つの方向を定めているが、その一つにロープウェイがあり、これについては空中を往来するというので、地上にある程度の支障物があっても点と点を結ぶことができる利点を生かし、併用するなり単独の検討をするなり、いろいろな考え方をしてみたいということで、ロープウェイという手法も含めている。

佐野委員

仮に交通系を選択するとなれば、事業主体・事業費等の点で簡単にはいかないと思う。ロープウェイではキロメートル当たり10～18億円とすれば、事業費は18～36億円位になる。また、路面電車ではキロメートル当たり20～45億円とすれば、36～81億円となり、沿道系であればキロメートル当たり1～7億円なので1億8,000～12億円位となる。

まちづくり団体からの要望もあるので、尊重していかなければならないが、ただ現実問題としてこれだけの課題がある訳であり、交通系でいくということは問題の先送りにつながるのではないか。

市長

事業費から事業主体まで全て決めていくということになれば、なかなか大変なことであるが、明年中に一応の方向付けを出していかなければならないという気持ちである。市民団体の人たちが1年間かかっているいと議論を積み上げてきたので、その努力も尊重しながら、それを受けて検討し明年中に結論を出したいと考えている。

佐野委員

まちづくり協議会では事業費・手法・採算性についてどのように考えているのか。

都市計画課長

同協議会とはこれまでも話を行っているが、さらに事業の採算性・事業費・事業手法等についてこれからも話をしていきたい。

佐野委員

まちづくり協議会自身もこの問題をどうしてらよいか苦慮している。一方、厳しい市の財政状況の中で巨額の投資をすべきではない。むしろ歴史を残しながら街の活性化につなげられるよう沿道整備が大事ではないかという市民団体もある。この考え方についてどうか。

市長

沿道系の整備を主張している市民もいることは承知している。果たしてこのような過大投資ができるのかという意味で、民間投資という可能性も有り得る。ただ、民間でも採算性がどうなのかということもあり、そのことも含めて明年度中に結論を出していかなければならないと思っている。

佐野委員

手宮線は個々の住宅の裏側を走っているので、今後沿道の住民対策が必要になってくると思う。その点も視野に入れて検討していくべきと思うがどうか。

市長

実際に実施するにあたり、そのようなこともあるかと思う。首都圏等では高速道路や電車から見ると目隠しをしているケースもあり、大きな問題と思っている。今からそういった問題も念頭におきながら行っていくことも必要と思っているので、それらも含めて先程言った方向で結論を出したいと思う。

大島委員

フィッシュミール協業組合との土地売買契約について、先程の港湾部からの説明によると昭和51年1月14日に市と同組合とで交わした土地の売買契約では面積が5,863.35㎡であったものが、その数カ月後に測量した結果、255.41㎡の土地が増えたということである。そこにはタンクやポンプ室等が設置されており、同組合としても大変迷惑なことであったと思う。

当該地の売買についてはまず土地の測量を行い、地積が確定した後に契約を交わさなければならないところ、全く逆の手続きを行った結果、このような問題が発生したと思っている。現在、日本製粉が建っている裏側は全て埋立地であり、フィッシュミールと同様な形で土地を売買した事例はあるか。

港政課長

高島1丁目72番1は昭和52年11月1日に分筆しており、その後昭和53年4月4日に小樽水産卸協同組合に売買しているし、また、同72番13については昭和53年3月に立花運送(有)に売却している。また、同時期には(株)北海小型運送、(有)祝津運送に、昭和53年11月16日には小樽市漁協に、さらに昭和59年には小樽機船漁協等に売却の実例がある。

大島委員

この地域ではフィッシュミール協業組合への売却が一番早かったということか。

港政課長

初期のものと理解している。

大島委員

その他の業者については売却地を測量した後に売買されたのか。

港政課長

フィッシュミール協業組合については確認しているが、他の業者については売買契約を確認して後程報告いたしたい。

大島委員

初期のものはフィッシュミール協業組合と同様の方法で処理されたのではないかと思う。現在、港湾関連用地の売買はどのような方法で行われているか。

港政課長

契約前に測量を行い、地積を確定した上で売買契約を結ぶという方法をとっている。

大島委員

このことはフィッシュミール協業組合にとっても大きな問題であったと思う。今後、同施設は大川鉄工所に売却

されるが、この機会を逃せば後々まで問題を引きずっていく可能性が十分あるので、現経済部長の在職中にぜひ解決願いたい。

経済部長

指摘のとおり、売買契約解除時に商工課長として担当していた経緯があり、この機会に対応の方向付けをして、実効の表れるようにしていきたい。

大島委員

フィッシュミールの問題については、どのように解決していくべきか、その考え方を示せ。

平野助役

フィッシュミールについては、処分の問題からいろいろと過去の問題が出てきたが、同組合が操業停止をした中であまり例のない取り扱いをして、平成2年にあのような契約を結んだ訳である。その後、契約者や保証人の問題等があって今日に至っている。かなりの年数が経過しているので、できるだけ早い機会に道筋をつけるということで努力したい。

また、土地の面積については今では考えられないような売買を行っているが、おそらく当時急を要することがあったのではないかと思う。図面を見ても測量士による図面ではなく、市職員の作成した図面で行っており、最終的には専門の測量士による測量で清算という形をとっているの、その時々々の事情があったものと考えている。これについては今回の処分においては問題がない。残る債務については今話した形で努力したい。

委員長

質疑終結。

休憩 午後3時40分

再開 午後4時30分

委員長

これより討論に入る。

高階委員

議案第1号、第7号、第8号、第17号、第21号に反対の討論を行う。築港再開は事実上マイカルのための臨港道路、マリンロードのゼロ国債ということで反対する。2点目はフィッシュミールの跡地処分について、地元業者に売却されることは結構であるが、分区条例上あるいは解体費用や売買価格が果たして適正なものなのかという点で反対する。なお、未収金の回収については今後市の責任で努力するように申し添える。3点目は特別職等の給与について、市民の生活・市民感情・現在の厳しい社会経済状況等を勘案し議会としても十分時間をとって市民の意見を聴く機会を持つべきであった。この点から総合的に判断して反対する。

委員長

討論を終結し順次採決する。

議案第1号、第7号、第8号、第17号、第21号について採決の結果、賛成多数により原案可決と決定する。その他の案件はいずれも原案可決と全会一致で決定する。

閉会宣告。